

消費者機構日本ニュースレター

学校法人東京医科大学に対する被害回復訴訟 第 1 回期日のご報告

148 号

2019 年 2 月 22 日（金）、当機構が学校法人東京医科大学を被告として入学検定料（受験料）等の返還を求める被害回復訴訟の第 1 回期日が東京地方裁判所民事 1 部 415 号法廷（前澤達朗裁判長）で開かれました。

原告（当機構）からは原告代表として佐々木副理事長（代表理事）が、そして訴訟代理人として鈴木敦士弁護士以下 7 名が、出廷しました。

また、被告からは訴訟代理人として 3 名の弁護士が出廷しました。

この期日では、原告の訴状と訂正申立書による陳述、証拠調べ及び佐々木副理事長の意見陳述、被告の答弁書による陳述ののち、裁判長を交えて次のようなやりとり（概要）がありました。

被告代理人は答弁書において、本案前の請求の却下、本案については請求の棄却をそれぞれ主張し、4 点にわたる求積明の申立を行ないました。求積明事項 4 点のうち 3 点については、裁判所が訴状から判断した内容について口頭で確認があり、原告がそのとおりである旨述べました。

残された求積明事項（予備的請求における不法行為及び債務不履行と対象消費者の損害との因果関係）については、3 月 15 日までに原告側が書面を提出するよう求められました。それをふまえ、被告から準備書面が提出される予定です。

次回期日は、争点整理のための弁論準備期日とされ、4 月 15 日（月）16 時と決まりました。なお、弁論準備期日なので傍聴はできません。

順天堂大学医学部を受験した方へ 情報提供を呼びかけています

すでにメディアで報道され、また、順天堂大学がウェブサイトで公表しているように、当該大学医学部において性別・浪人年数といった属性による選考基準が設定され、その実態が明らかにされないまま入学試験が行われていたことが判明しました。

【同大学の第三者委員会による緊急第一次報告書】

<https://www.juntendo.ac.jp/news/20181210-01.html>

当機構では、このような属性による画一的な不利益のある選考をしたこと、そしてその事を一切告知しないまま受験生を募集したことは不法行為に該当しうると考えています。ついては、同大学に対して受験料等の返還を希望される方がどの位いらっしゃるかを知りたいと考え、同大学医学部を受験した方へ情報提供を呼びかけております。

なお、東京医科大学を受験した方への呼びかけと情報受付についても継続します。また、上記 2 大学以外の大学を受験した方でも情報提供をいただける場合には同様に受け付けます。

情報提供は <http://www.coj.gr.jp/consumers/higai.html> あるいは平日 10 時～12 時または 13 時～17 時、消費者機構日本（03-5212-3066）までお願いします。

大東建託(株)の建築請負契約解除に伴う、申込金、契約時金の不返還についての情報提供を呼びかけています

当機構は、大東建託(株)（以下大東建託という）と建物建築工事の注文を撤回、及び建築工事請負契約を解除した方へ情報提供を呼びかけています。

http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_190227_01.html

マスコミに報道されたこともあり、多くの方から情報をお寄せいただいております。引き続き、情報提供を募り、当機構として今後どのような対応ができるかを検討していきます。

【経緯】

当機構は、大東建託に対し、建物建築工事の契約に至らなかった場合の申込金不返還条項と契約後の契約解除時の契約時金不返還条項については是正の申入れを行い、大東建託はこれを改善しました。この回答を受け、当機構は大東建託に対し、平成 28 年 10 月 1 日以降の建築請負契約の注文の撤回及び建築工事請負契約を解除した方へ、是正された注文書および建築工事請負契約書の内容にそって申込金または契約時金を返還するよう要請しましたが、返還はできないとの回答でした。

そこで「注文書」および「工事請負約款」の是正前後のトラブルの実態を把握することを目的に以下の①②に該当する方へ、事業者を特定しての情報提供を呼びかけました。

①平成 28 年 10 月 1 日以降、建物建築請負契約の注文をし申込金を支払ったが契約に至らなかった方で、注文時に支払った申込金が返還されていない方（地盤調査等の費用が生じている場合は、実際に要した費用に充当された金額は除く）

②平成 28 年 10 月 1 日以降、建物建築請負契約を締結した後、契約を解除した際に事業者に生ずる損害を賠償をしたにもかかわらず、契約時金が返還されなかった方

情報提供は <http://www.coj.gr.jp/consumers/higai.html> あるいは平日 10 時～12 時または 13 時～17 時、消費者機構日本（03-5212-3066）までお願いしています。

ラッキーバンク・インベストメント（株）の件について、集団的被害回復のための訴訟は行えないとの判断に至ったことをウェブサイトにおいて告知しました。

2018 年 12 月中旬以降、当機構にラッキーバンク・インベストメント（株）の行うソーシャルレンディングの件につき、多数の被害情報のご提供をいただきました。情報提供の件数が多かったこともあり、本件についての検討を急いですすめ、当該事業者の資産について可能な範囲で調査するなどしましたが、多数の方の被害回復するに足る資産の確認ができませんでした。そのような事情から、集団的被害回復のための訴訟は行えないとの判断に至ったことを、当機構のウェブサイトにおいて 2019 年 1 月 25 日に告知しました。詳細は、下記 URL を参照ください。

http://www.coj.gr.jp/new/topic_190125_01.html

第 29 回消費者志向経営セミナー 「景品表示法実務対応のポイント」開催報告

2019 年 2 月 26 日（火）に「景品表示法実務対応のポイント」と題した第 29 回消費者志向

経営セミナーを開催しました。

講師は、以前、消費者庁表示対策課に勤務されていた木村智博弁護士にお願いし、行政処分等の内容を事例を多く交えながら、実務対応のポイントについて説明いただきました。また当機構の磯辺浩一専務理事より、過去に当機構が行った差止請求事例について説明をしました。

受講者の皆様からは、「業務の参考となる情報を得て有意義だった」「ポイントがわかった」「消費者視点で考えていきたい」「事例が多く、わかりやすかった。自社でも注意したい」等、実務に生かせる内容で、大変講評でした。

1. テーマ 実務者必見！景品表示法実務対応のポイント
～違反事例と適格消費者団体による差止請求事例～
2. 日時 2019年2月26日（火）
13時30分～16時30分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階 会議室
4. 参加費 お一人様 10,000円
5. 参加者 16名（実出席者数）
6. タイムスケジュールと内容



時間	内容
13:30～15:45	講義1 景品表示法における違反事例及び実務対応のポイント 講師：弁護士 木村 智博 元消費者庁表示対策課課長補佐 I. 景品表示法に基づく法的措置件数 II. 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置 III. 表示規制違反のポイント IV. 課徴金制度 V. 打消し表示に関する問題点
15:55～16:30	講義2 消費者機構日本が行った差止請求事例 講師：磯辺 浩一（消費者機構日本 専務理事）

詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。

http://www.coj.gr.jp/seminar/topic_190304_01.html

全国の適格消費者団体（19団体）のホームページ公表情報 （2018年12月26日～2019年2月28日分）

○各適格消費者団体（19団体）のホームページの公表情報です。差止請求訴訟、事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(12月26日～2月28日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	■ 2019/2/1：中和石油株式会社に対し、差止請求書を送付しました。

<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>■2019/2/9：群馬銀行申し入れ</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■2019/1/30：(株) NTT ドコモ控訴審判決を不服とし、上告理由書・上告受理申立理由書を提出しました</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■2019/1/25：ラッキーバンク・インベストメント(株)の件について多数の情報提供をいただいておりますが、当機構にて集団的被害回復のための訴訟は行えないとの判断となりました。(2019年1月30日理由を追記しました)</p> <p>■2019/2/8：順天堂大学医学部を受験した方へも情報提供を呼びかけます。</p> <p>■2019/2/27：大東建託株式会社との建物建築工事の注文を撤回、及び建築工事請負契約を解除した方へ情報提供のお願い(サブリース契約のトラブルに関する情報については、お受けできません)</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2019/1/21：株式会社名古屋観光ホテルから回答書が届きました。</p> <p>■2019/1/22：株式会社マグナ・リゾートへの申し入れ</p> <p>■2019/1/23：大東建託パートナーズ株式会社から回答期限の延期依頼書が届きました。</p> <p>：株式会社アニメイトから回答書が届きました。</p> <p>■2019/1/24：株式会社SHIから回答書が届きました。</p> <p>■2019/1/25：株式会社ブラッシュボイスに対して申入書を送付しました。</p> <p>■2019/2/19：地方銀行6行に対して申入書を送付しました。</p> <p>：一般社団法人全国銀行協会に対して要請書を送付しました。</p> <p>：株式会社アイエーシーインターナショナルに対して申入書を送付しました。</p> <p>：株式会社メイションに対して再申入書を送付しました。</p> <p>：APAMAN 株式会社に対して、新契約書開示の依頼書を送付しました。</p> <p>■2019/2/20：株式会社マグナ・リゾートから回答書が届きました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/2/14 : 株式会社メディアハーツに対する差止請求訴訟第 6 回期日が終了しました。
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/1/10 : 京都府に、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」(中間案)に対する意見書を提出しました。 ■ 2019/1 月 : 当団体の活動紹介映像(PV)を作成しました。ぜひ、ご覧下さい。
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/1/18 : 合同会社ユー・エス・ジェイ(USJ)から申入書に対する回答を受領しました。 ■ 2019/1/25 : 「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者の当団体の申入れ活動による返金状況(2018年12月31日現在)について ■ 2019/2/26 : 岡三証券(株)、(株)証券ジャパン、みずほ証券(株)に対する「要請書」の回答を受領しました。
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/1/8 : 株式会社ケイ・アール・ジーに対して質問書を送付しました。 ■ 2019/2/20 : 阪南理美容株式会社に対して、申入書を送付しました。 ■ 2019/2/20 : 株式会社シャンヴル・スフレに対して、申入書を送付しました。
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/2/5 : 株式会社西本ハウスに対して差止請求訴訟を提起しました。 ☆株式会社西本ハウスへの申入活動一覧はこちらから ■ 2019/2/12 : 株式会社 Dstyle に対する差止訴訟での和解のお知らせ。 ☆株式会社 Dstyle への申入活動一覧はこちらから
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/2/20 : 永代ハウス株式会社より回答書を受領しました : 学校法人福岡大学より回答書を受領しました
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019/1/25 : 株式会社佐賀銀行に対し、「『佐賀銀行カードローン』当座貸越約定書」の第 12 条 1 項 6 号の削除を求める申入書を発送しました(消費者契約法第 10 条により無効)。 : 株式会社アンサンブルアンフランセに対する申入れは、当団体からの要望のとおり削除ないし修正されていることを確認したため終了する旨の通知を発送しました。
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

《消費者支援ネットくまもと》
<http://www.net-kuma.com/>

※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。



特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077